

公益社団法人日本ホッケー協会 危機管理規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下、「本協会」と言う。）における国内外の安全対策、災害・感染症等の対策、本協会運営に関わる重大な問題に対し、総合的な安全対策体制を整え、危機管理事項の迅速な対応、対処に関することを定める。

(定義)

第2条 この規程において、危機管理とは次の各号をいう。

- (1) 自然災害に関する事
- (2) 事故に関する事
- (3) インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症に関する事
- (4) 犯罪に関する事
- (5) スポーツのインテグリティを毀損する事態に関する事
- (6) 個人情報の流出に関する事
- (7) その他スポーツ団体の経営及び運営上の緊急事態に関する事

(危機管理会議の設置)

第3条 危機があると認識したとき、または突発的に危機に遭遇した場合に、副会長（総務担当）の招集により速やかに危機管理会議を設置し、安全・危機管理対策を講じることとする。

(危機管理会議の組織)

第4条 危機管理会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、副会長（総務担当）をもって充てる。
- (2) 委員長は、会務を総括する。
- (3) 委員は、副会長、専務理事、常務理事、総務部長、危機管理部長及び関係する専門委員会委員長をもって充てる。
- (4) 副会長（総務担当）が出席できないときは、総務委員会委員長が委員長を代行する。
- (5) 会議の庶務は、事務局長または事務局員を充てる。

2 危機管理会議で決定した事項は、速やかに本協会会長に報告し、必要に応じて関係する組織（本協会が管轄する組織）へ通達するものとする。

(危機に関する情報の収集、伝達および管理)

第5条 危機管理部長は、情報の収集に努め、集約したものを危機管理会議において伝達する。

また、その会議録を作成し広報するとともに、本協会に保管管理しなければならない。

(広報周知)

第6条 広報経路を明確にすると共に、記者会見設定の場合は広報委員長が対策を講じる。

(実施細目)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、総務委員会において定める。

附 則

この規程は、令和2年11月14日から施行する。